

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年9月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000117号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000054号

第1 結論

1 請求者のA社における平成28年8月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年8月から平成29年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円から15万円とする。

平成28年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年7月21日から平成29年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る給与の報酬と厚生年金保険の記録の報酬が違っているため、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたが、令和2年4月27日受付の事業主からの届出により14万2,000円から15万円に訂正されているところ、当該届出は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後になされたものであることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(15万円)ではなく、当初記録されていた14万2,000円とされている。

しかしながら、請求期間のうち平成28年8月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者のA社に係る平成28年分及び平成29年分賃金台帳、事業主の回答及び請求者の資

格取得時を含む請求期間の標準報酬月額についての日本年金機構の回答から、請求者の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額（15万円）はいずれも当該期間において当初のオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）を超えることが認められる。

したがって、当該期間に係る請求者の標準報酬月額については、上記賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当することにより、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の平成28年8月1日から平成29年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額を15万円に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出しており、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料との差額についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成28年7月21日から同年8月1日までの期間については、上記賃金台帳及び事業主の回答によると、平成28年7月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない上、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額の記録は、既に厚生年金保険法第75条本文の規定により15万円に訂正されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000126号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000020号

第1 結論

平成9年2月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年2月から同年7月まで

A社会保険事務所から国民年金保険料の納付を強く促す電話連絡を複数回受け、当該事務所で約80,000円を現金で支払った。しかしながら、領収証書も交付されず請求期間が保険料の未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時のA社会保険事務所(平成22年1月以降は、B年金事務所)から国民年金保険料の納付を強く促す電話連絡を複数回受け、請求期間に係る保険料を現金で約80,000円を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が平成7年4月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された「*」がその後、請求者の基礎年金番号となっていることが確認できることから、当該番号に係る国民年金の資格取得処理日は平成12年1月12日であり、請求期間については、同日付けで国民年金の被保険者期間(未納期間)として追加して記録されたものであることから、請求期間当時に請求者は国民年金に未加入であったため、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったほか、上記資格取得処理日の時点で、既に請求期間に係る保険料納付の時効が経過しているため、制度上、請求者は請求期間に係る保険料を納付することができない。

また、請求者の主張どおり、国民年金保険料を納付するためには、20歳到達日(平成8年*月*日)以後に国民年金手帳記号番号、または「*」とは別の基礎年金番号が払い出されている必要があったものの、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、払い出された形跡は見当たらない。

なお、B年金事務所に、当時のA社会保険事務所における領収証書の交付について照会したところ、請求期間当時の現金領収証書は保管期限経過のため、既に廃棄されており、当時の窓

口での対応等が確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000141号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年4月1日から同年12月26日まで

請求期間にA社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間に請求者がA社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間よりも後の平成16年7月11日であり、請求期間当時適用事業所とはなっていない。

また、閉鎖事項全部証明書により、A社を合併したことが確認できるB社に照会したところ、A社については、請求期間に厚生年金保険に加入していなかった旨回答しているほか、請求期間当時の資料がないため請求者の請求期間に係るA社での勤務実態及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについて不明である旨回答している。なお、A社の請求期間当時の事業主からは直接照会に対する回答を得ることができなかった。

さらに、請求期間にA社において雇用保険の加入記録が確認できる複数の者の年金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者であった者は確認できず、いずれの者も請求期間は国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。